### 廃止届

電気工事業を廃止したときは、廃止した日から30日以内に廃止届出をしなければなりません。

- •電気工事業廃止届出書≪様式第12≫
- 登録証

※紛失の場合は、発見時に返納する旨の誓約書(例示5)を添付

# 廃止届の提出は、郵送により行うことができます。

### 【送付先】

₹531-0074

大阪市北区本庄東2丁目3番38号 大阪府電気工事技術会館2階 大阪府電気工事工業組合本部 電話番号 06-6225-8192

#### 記入上の注意

• 住所及び氏名は、住民票もしくは登記事項証明書通りに記入してください。

様式第12 (第8条)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

# 電気工事業廃止届出書

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住			所					
電	話	番	号	(	)	_		
氏	名又	は彳	ら 称					
法ノ	人にす	あつ	ては					
代	表	者	名					

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第11条の規定に より、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号
  - 平成・令和 年 月 日 大阪府登録第 号
- 2 事業を廃止した年月日
  - 平成・令和 年 月 日
- 3 事業を廃止した理由

(備考) 1 2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 ×印の項は、記載しないこと。

## 誓約 書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住	所		
氏名又	は名称		
法人にあ	らっては		
代 表	者名		

本申請または届出に際し登録証を返納しなければなりませんが、紛失のため、返納する ことができません。

つきましては、発見した際には直ちにお届けすることを誓約します。